|  |
| --- |
|  　　　　　 減　　免 市営住宅家賃等 申請書 　　　　　 徴収猶予 　 令和　　年　　月　　日 （あて先）前橋市長 　　　　　　　　　　　番　　　号　　　　　　　　　　　前橋市　　　　　　町　　　丁目　　　　　　 　　　　　　　　 　　　 番地　　　　　　　　　　　市営住宅　　　　　　　　　団地　　　棟　　　号 入居者氏名  電 話　　自　宅　 勤務先 　　　　　　勤務先名　前橋市営住宅管理条例第１９条の規定による家賃等の減免、徴収猶予を申請します。 |
| 減免、徴収猶予を受けようとする使用料等 | 月額使用料（敷金） | 減免、徴収猶予期間 | 減免金額 |
| 　　　　　　　　円 |  | 円 |
| １　生活困難　　２　疾病、身障　　３　災害　　４　その他 |
| 減免を受けようとする理由（具体的に記入） |
|  |
|  |
|  |
| 私は、前橋市営住宅家賃等の減免等に係る事務取扱要領（裏面）を遵守し、以下のことを誓約します。　・家賃を滞納しないこと。・犬・猫・鳥など、鳴き声・臭いなどによって他の入居者への迷惑となるような動物の飼育・餌付けをしないこと。　・届出なく１５日以上住宅を空室にしないこと。　・その他、条例に定める禁止事項を違反しないこと。上記誓約を違反したことにより、要領第９条に係る減免取消の処分を受けた場合は異議を申立ません。 |

注

１　減免、徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付してください。

２　災害その他特別の理由により減免、徴収猶予を受けようとする場合は、その

被害状況等についての書類を添付してください。

前橋市営住宅家賃等の減免等に係る事務取扱要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、前橋市営住宅管理条例（平成９年前橋市条例第５３号。以下「条例」という。）第１９条に規定する家賃及び条例第２３条第２項に規定する敷金（以下「家賃等」という。）の減免又は徴収の猶予（以下「減免等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

 （家賃等の減免等の対象）

第２条　家賃等の減免等は、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が必要と認めるものに対して行うものとする。

　(1) 入居者（同居者を含む。以下この条において同じ。）の収入（所得税法（昭和４０年法律第３３号）の規定により課税対象となる過去１年間における収入及び非課税とされている年金、給付金等の収入を基礎として、公営住宅法施行令（昭和２６年政令第２４０号。以下「令」という。）第１条第３号の規定に準じて算出したものをいう。以下この条において同じ。）が令第２条第２項に規定する入居者の収入の区分のうち最下位に区分される収入の額（以下「基準額」という。）の２分の１以下であること。

　(2) 入居者が病気にかかり３月を超えて療養する必要が生じ、又は災害により容易に回復し難い損害を受けたことにより、これらのために必要な経費として市長が認定する費用の月額を前号に定める収入の額から控除した場合において、入居者の収入が前号の基準額の２分の１以下であること。

 (3) その他前各号に準ずる特別の事情があること。

２　前項各号のいずれかに該当する者であっても家賃等の支払能力が３月以内に回復すると認められるときは、家賃等の減免は行わず、徴収の猶予を行うものとする。

 （家賃等の減額）

第３条　家賃等の減額をする場合においては、次の表の左欄に掲げる基準額に対する収入の額（前条第１項第２号に該当する場合は、市長が当該病気、災害により必要と認定した費用の月額を収入の額から控除した額）の割合に応じ、同表の右欄に掲げる減額割合を当該家賃等に乗じて得た額の範囲内において行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  　　　　　基準額に対する収入の額の割合 |  減額割合 |  |
|  基準額の１０分の２以下の場合 |  １０分の５ |
|  基準額の１０分の２を超え、１０分の３以下の場合 |  １０分の４ |
|  基準額の１０分の３を超え、１０分の４以下の場合 |  １０分の３ |
|  基準額の１０分の４を超え、１０分の５以下の場合 |  １０分の２ |

２　第１項の規定により家賃等を減額する場合において、その減額の額に１００円未満の端数があるとき又はその全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を１００円に切り上げる。

 （減免の期間）

第４条　家賃等の減免をすることのできる期間は、月の２５日までに受理したときは受理した日の属する月の翌月から、月の２６日以降に受理したときは受理した日の属する月の翌々月から（ただし、減免を決定した日が入居許可日と同じ月に属する場合は、その月から）月を単位として当該減免を決定した日の属する年度内までとする。

２　減免は、必要に応じて再申請することができる。

　（徴収の猶予の期間）

第５条　家賃等の徴収の猶予をすることのできる期間は、徴収の猶予を決定した日から６月以内で、かつ、当該徴収の猶予を決定した日の属する年度内とする。

２　前条第２項の規定は、徴収の猶予について準用する。

　（添付書類）

第６条　前橋市営住宅管理条例施行規則（平成９年前橋市規則第７０号。以下「規則」という。）第１１条の別に定める書類は、次のとおりとする。

 (1) 収入を証する書類

　(2) 収入の減少、生活困窮等の原因となる事実を証する書類

　(3) その他市長が必要と認める書類

　（標準処理期間）

第７条　家賃等の減免等に係る前橋市行政手続条例（平成９年前橋市条例第４４号）第６条に規定する標準処理期間は、３０日とする。

 （原因消滅等の届出義務）

第８条　入居者は、減免等を行っている期間中に当該減免等の原因となる事実に変更があった場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

 （減免等の取消し）

第９条　市長は、減免等を受けている入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該減免等を取り消すものとする。

 (1) 第６条に規定する書類に事実と異なる虚偽の記載をし、又は不正の行為により減免等を受けた場合

 (2) 前条の規定による届出を怠った場合

　(3)犬・猫・鳥等の飼育等により、他の入居者に迷惑を及ぼす行為その他の条例第２７条に規定する行為をした場合

　(4) 条例第４３条第１項各号のいずれかに該当する場合

　(5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による公的扶助を受けることになった場合(6)　その他減免等を行う必要が認められなくなった場合

　（適用除外）

第１０条　公営住宅法（昭和２６年法律第１９３号）、条例、規則その他関係諸規程に違反する者に対しては、原則として家賃の減免等は行わない。

 （その他）

第１１条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

　　　附　則

　この要領は、平成１１年４月１日から施行する。

この要領は、平成２８年１月１３日から施行する。

この要領は、令和５年７月１日から施行する。